「定州漢墓竹簡『論語』」試探（一）

高　橋　　均

0. はじめに

本稿は，「定州漢墓竹簡『論語』」（河北省文物研究所定州漢墓竹簡整理小組，1997年，文物出版社）について，その本文釈文と「校勘記」を検討して問題点を指摘することを目的とする。[注1)]

1.0 「定州漢墓竹簡『論語』」について

1.1 定州漢墓と出土した竹簡[注2)]

「定州漢墓竹簡『論語』」（以下，「竹簡論語」と省略する）は，河北省定州市（旧定県）西南４キロの八角廊村に位置する漢墓群のうちで，規模の最も大きい40号漢墓とよばれるところから発見されたものである。漢墓は1973年５月より12月にかけて発掘がすすめられ，墓中から論語以外にも多くの竹簡類が出土した。この漢墓は前漢末にすでに盗掘にあっていて，しかも盗掘者が墓中で火災を引き起こしていたので，竹簡類にも類焼し，竹簡は炭化して文字はきわめて分かりにくくなっているという。帛書なども有った可能性があるが，焼失してしまっている。

竹簡の整理作業は，1974年６月より始められるが，76年７月の唐山大地震によって中止され，またその間，竹簡を入れた木箱が何者かによって倒されて散乱してしまい，竹簡も破損して大きな被害を受けた。

76年の基礎的な調査から，発見された竹簡類には「論語」（「文物」1997年第５期に「釈文選」が発表），「文子」（「文物」1995年第12期に発表），「儒家者言」（「文物」1981年第８期に発表），「太公」「六安王朝五鳳二年正月起居記」「日書」や蕭望之の奏議などがあることが分かっていた。[注3)]

漢墓の被葬者は，この地が前漢時代の中山国であること，墓中より出た「六安王朝五鳳二年正月起居記」の五鳳二年（ＢＣ56年）という記年が，中山懐王劉脩（宣帝地節元年ＢＣ69―五鳳三年ＢＣ55の間在位）の没年と極めて近いことなどか

ら，劉脩であろうと推定され，この「竹簡論語」を含む竹簡類が，被葬者の没年前の五鳳三年以前に書写されたものであろうとされた。

1.2 「竹簡論語」の概要

「定州漢墓竹簡『論語』介紹」によれば，論語にかかわる竹簡は，620余枚，残簡部分が多い。一簡の長さは16.2cmで，漢時の７寸に相当し，幅は0.7cm，重文符号を数えないで一簡に19字から21字が記され，簡の両端と中ほどが絹紐で綴じられていた痕跡がある。現存する字数は7576字，今の論語の半分弱となる。論語二〇篇の全ての篇が残存しているが，篇によって出入りがあり，少ない学而篇で20字，多い衛霊公篇で694字である。

「定州漢墓竹簡『論語』」はこのように残簡ではあるものの，中山懐王劉脩の没年である漢宣帝五鳳三年（ＢＣ55年）以前に書写されたものであることは確かである。とすれば，現在見ることのできる最も古い論語のテキストであり，魯論語・斉論語・古論語のいわゆる三論が存在していた時代とほぼ重なるのである。

論語に三論が存在したことも，漢書・芸文志，あるいは，論語集解序などでそのようなテキストの存在を知り得るだけで，それ以上に具体的な様相が分かっているわけではない。これまで，われわれが知ることのできた最も古い論語は，漢熹平石経（後漢霊帝熹平４年，ＡＤ175年）に見える論語であるが，それは宋の洪适「隷釈巻14」に引かれる「石経論語残碑」と，それに加えて，たまたま発見された石経の断片のみで，量的にも限られたものでしかなかった。今我々は，熹平石経と比べて時間的にも200年さかのぼり，量的にもはるかに多くの本文を持つ論語を見ることができるようになったのである。

2.0 「竹簡論語」の本文

2.1 「竹簡論語」本文の釈文にかかわる問題

「竹簡論語」をテキストとして見る場合，最も大きな問題は，本文がすでに釈文に改められた出版で，それが基づく竹簡本体はごく一部分が摸本として知りうるにすぎないということである[注4)]。竹簡の破損が激しく，竹簡上に書かれている文字はきわめて判読しがたいと説明されているので，そのために竹簡の図版は出版されないのであろうか。しかし，たとえ摸本でもいいので，釈文にあわせて原竹簡も出版されたら，また新しい論語についての知識を得ることができるのではなかろうか。

これに関連して，原竹簡が正しく釈されているのかという懸念がつきまとうことはやむをえまい。この点は，原竹簡と対照できないので，確かめることは難しいことではあるが。ここで一つ例をあげる。「竹簡論語」では，衛霊公篇「有敎無類」の類字を，顙字と釈し，「竹簡論語」に付された「校勘記」に「顙，今本作類」とある。今の類字は，漢隷では（老子乙前）（楊叔恭残碑）などと書かれるから，この顙字も類字と判定することができるのではなかろうか。それを「校勘記」があたかも別字のような記述をしていることに，疑問を持たざるを得ないのである。

2.2 「竹簡論語」篇・章の排列順序と分章

つぎに，「竹簡論語」の篇・章の排列順序と分章について見てみよう。「竹簡論語・凡例」によれば，竹簡は発見された時すでに散乱した状態にあり，元来の排列順序などは明らかにすることができないため，排列については，今の論語のそれに拠ったという。また分章については，竹簡に明らかな場合はそれに従ったが[注5]，明らかでない箇所は今の論語の分章に拠ったという。論語の篇・章の排列については，漢熹平石経の篇・章の排列順序も今の論語と同じであろうと考えられるので，「竹簡論語」篇・章の排列順序を今の論語のそれに従ったという処置は，認めてよいであろう。

2.3 本文釈文中に用いられる［ ］についての疑問

本文釈文中にはいくつかの記号が用いられているが，中でも［ ］の記号で括られた字句が釈文にしばしば現れる。この［ ］については，「竹簡論語」の「凡例 八」に「簡文因唐山地震擾動殘損的，釋文外加［ ］號表示」と説明されている。問題は，この記号で括られた字句で，この部分をどうして補い得たのかということである。竹簡が地震とその後の人災[注6]によって大きな被害を受けているのであれば，竹簡上の文字も大きな被害を受けているはずである。それを，［ ］を用いてこのような形で補い得たということは，被害の状況が字句を補い得る程度であったからなのか，それとも，他に方法が有ったからなのか。念のためいえば，［ ］内の字句は，通行する論語テキストによって補われたものでないことは明らかである。一つの推測は，唐山地震以前の作業ですでに竹簡の釈文は基本的に完成していて，地震によって破損した部分はその釈文によって補ったという方法である[注7]。本文釈文には［ ］のつけられた字句が多く，その部分をどのような手順でもって補い得たのか，そのことが明らかで

ないと［ ］で補われている字句の資料としての価値が，まったく異なる。「凡例」の説明だけではその点が十分に分からないため，その間の事情を明瞭に示して欲しい点である。

3.0 「竹簡論語・校勘記」について

3.1 「竹簡論語・校勘記」の問題

「竹簡論語」には，本文の釈文の後に，テキストの異同および註釈的な説明をもった「校勘記」がつけられている。以下，この部分の検討にはいる。

「竹簡論語・凡例」によれば，「竹簡論語・校勘記」は主として以下の資料に拠っているという。

＊「論語注疏」及阮元「十三經注疏」校勘記（「十三経注疏本」，中華書局，1980年）

＊康有爲「論語注」（中華書局，1984年）

＊黄焯「經典釋文彙校」（中華書局，1980年）

これら拠った資料は，いずれもそれぞれ論語テキストについての校勘記的性格をもっている資料なので，「竹簡論語」について「校勘記」を作る際，参考とすることは認めてよい。それを認めたうえで，私が，「竹簡論語・校勘記」を見て抱く疑問は，「竹簡論語・校勘記」中に，例えば，漢熹平石経，あるいは論語鄭玄注本，唐開成石経などとの異同についての記述がきわめて少ない点である。これらは，「竹簡論語」の性格を明らかにしようとする場合，欠かすことのできないテキストと考えるからである。以下，「竹簡論語・校勘記」の編者が拠り所にしたという上記の資料を視野にいれながら，個別の検討に入ろう。

3.2 「竹簡論語・校勘記」と漢石経

「竹簡論語」と漢熹平石経論語（以下，漢石経と略す）との関係について検討する。「竹簡論語」の編者が「定州漢墓竹簡『論語』介紹」でも述べるように，この「竹簡論語」は，前漢時代の魯論・斉論・古論三論が存在していた時期のものである。そうであれば，「竹簡論語」本文の検討は，まずこの三論とどのように関わるのかという点を明らかにする必要があろう。しかし，三論については，何晏の集解序に記される程度にしか分からない事なので，これをにわかに行うことができない。そこで，「竹簡論語」を，今我々が知ることができる論語の最も古いテキスト漢石経（後漢霊帝熹平4年，AD 175年）と比校することがさしせまって必要となろう。両者の時間的な近さからも，「竹簡論語」と三

論との関係，漢代の論語のテキストの伝わり方のありさまを解く手立てが見つかるかもしれない。「竹簡論語」と漢石経との比校を重視する理由である。

もちろん，漢石経といっても，「隷釈」で伝わるものと残石で発見されたものなど合わせても，文字数はあまり多くはない。また「竹簡論語」そのものも残簡であるから，比較検討できるのは両者のテキストのたまたま残存している部分に限られるので，異同としてあげられるのは，それほど多くはない。

今，「漢石経集存」（馬衡，考古学専刊乙種第三号，中国科学院考古研究所編集，科学出版社，1957年）によって「竹簡論語」と比校し，その異同を整理し示すと以下のようである。異同表には，鄭注本と集解本とを参考として示した。

（鄭注本の項で／とあるのは，欠けていて見ることのできない箇所である。集解本の項で，「唐」は唐開成石経，「南」は南宋刊論語正義，「正」は正和本論語集解，「平」は正平本論語集解，「義」は論語義疏をそれぞれ示す。）

竹簡論語と漢石経の異同

『竹簡論語』	『漢石經』	『集解本』	『鄭注本』	
1）志乎學	＊□乎學	志乎學（正・平） 志于學（唐・南） 志於學（義）	／	（2- 4）[注8]
2）卅而立	＊卅□	三十而立	／	（2- 4）
3）無違	＊毋違	無違	／	（2- 6）
4）何以別	＊何以別	何以別乎（平・義・唐・南） 何以別（正）	／	（2- 8）
5）溫故而智新	溫故而知□	溫故而知新	／	（2-12）
6）孝乎	＊孝于	孝于（正・義） 孝乎（平・唐・南）	孝乎	（2-22）
7）維孝	惟孝	惟孝	唯孝	（2-22）
8）可智也	可知□	可知也	可知	（2-24）
9）起予商也	＊起予商也	起予者商也	起予者商	（3- 8）
10）魄	神	神	神	（3-12）
11）彧彧乎	郁郁乎	郁郁乎	郁郁乎	（3-14）
12）國君	＊國君	邦君	邦君	（3-22）
13）夕死可□	＊夕死可也	夕死可矣	夕死可意(矣)	（4- 8）
14）君子踰於義	君子喻□	君子喻於義	君子喻於義	（4-16）
15）黑而職	黑[注9]	默而識之	默而識之	（7- 2）
16）賈	＊賈[注10]	沽	沽	（9-13）
17）動	憧	慟	／	（11-10）

18) 必有中也	□有中□	必有中	／	(11-14)
19) 雩咏而歸	宇咏而□	雩詠而歸	／	(11-24)
20) 則非國也與	則非國與焉	則非邦也與	／	(11-24)
21) 又三年	有三年	有三年	／	(17-18)
22) 父母	＊父母	父母乎	／	(17-18)
23) 難矣	難矣哉	難矣哉	／	(17-19)
24) 君子亦有□乎	＊君子有惡乎	君子亦有惡乎	／	(17-20)
25) 惡居□下	＊惡居下	惡居下流	／	(17-20)
26) 而山上者	而訕上者	而訕上者	／	(17-20)
27) 諫也～追也～	＊諫也～追也～	諫～追～（唐・南）	／	(18- 5)
28) 車者	＊車者	輿者	／	(18- 6)
29) 爲誰子	＊爲誰子	爲誰	／	(18- 6)
30) 子路以告	＊子路以告	子路行以告	／	(18- 6)
31) 子憮然	＊子憮然	夫子憮然	／	(18- 6)
32) 其廢之也	＊其廢之也	其可廢也（正・平・義） 其廢之（唐・南）	／	(18- 7)
33) 欲潔其身	欲絜其身	欲絜其身（唐・南） 欲潔其身（正・平・義）	／	(18- 7)
34) 公謂魯公	公謂魯公	公語魯公（正・平・義）	／	(18-10)
35) 君子不施	＊君子不施	君子不施 君子不弛（釋文）	／	(18-10)
36) 至遠恐泥	致遠恐泥	致遠恐泥	／	(19- 4)
37) □游	＊子斿	子游	／	(19-12)
38) 則仕仕而	則學學[注11]而	則學學而	／	(19-13)
39) 辟諸宮牆	＊辟諸宮薔	譬之宮牆也（唐・南） 譬諸宮牆也（正・平・義）	／	(19-23)
40) 賜之墻	＊賜之薔	賜之墻	／	(19-23)
41) 覯見	＊窺見	闚見	／	(19-23)
42) 中尼	仲尼	仲尼	／	(19-24)
43) 日月也	日月也	如日月也（正・平・義）	／	(19-24)
44) 壹言	一言	一言	／	(19-25)
45) 不可及也	不可及也	不可及（正・平）	／	(19-25)
46) 毋以萬方	＊毋以萬方	無以萬方	／	(20- 1)
47) 有罪罪在	＊有□在	有罪在（正・平・義）	／	(20- 1)
48) 寬得衆	寬則得衆	寬則得衆	／	(20- 1)
49) 功則說	□則說	公則說（唐・南） 公則民說（正・平・義）	／	(20- 1)
50) 問於子曰	□於孔□	問於孔子曰（唐・南）	／	(20- 2)

		問政於孔子曰（正・平・義）		
51）可以従正矣	斯可以□	斯可以従政矣	／	(20- 2)
52）嚴然	儼□	儼然	／	(20- 2)
53）不亦□	斯不亦威	斯不亦威	／	(20- 2)
54）賚	賜	貢	貢	
55）子曰不知命…の章を付加	無此章	有此章	／	(20- 3)

ここに取り上げたのは，「竹簡論語」と「漢石経」の字句の異なるものを主とし，加えて同文であっても鄭注本，集解本などと異同がある場合には取り上げてある。すべてで55条であるが，そのうち「竹簡論語」の編者がその「校勘記」に取り込んでいるのは，漢石経の項に＊を付した25条に限られ[注12)]，異同として示した条のほぼ半数である。このように，「竹簡論語・校勘記」中に漢石経への言及が半数に止まるのはなぜだろうか。それは，「竹簡論語・校勘記」中に記される「竹簡論語」と漢石経とのテキストの異同の記述が，阮元の「論語校勘記」と康有為の「論語注」に記された漢石経の異同の記述を手掛かりとし，その範囲に限って「竹簡論語」と対校しているからであるように思われる。もともと，阮元が「論語校勘記」を作った時に用いた漢石経とは，時代的な制約もあって「隷釈」に限定され，後に発見された漢石経の残石などの資料は当然のことながら取り入れられていない。それにもかかわらず，「竹簡論語・校勘記」の編者は「凡例」で述べる通り，その「校勘記」の漢石経に関わる材料をすべて上に挙げた阮元の「論語校勘記」などによるだけで，直接漢石経と比校していないのである。その結果，「竹簡論語・校勘記」の作者は，近年発見された漢石経の残石や，それに関わって行われた馬衡，張国淦らの漢石経の研究をすべて無視することになった。阮元の「論語校勘記」に一定の評価を与え参考とすることと，それをそのまま用いることとは異なる。こうした処理に強い疑問を抱かざるを得ないのである。

3.3 「竹簡論語・校勘記」と論語鄭玄注本

次に，「竹簡論語・校勘記」中の論語鄭玄注本の記述について見てみよう。先にも触れたが，「竹簡論語・校勘記」中には鄭注本に言及することがきわめて少ないということが問題となるのである。条数でいえば為政篇で４条（その内訳は，鄭注本を直接に提示するもの２条，釈文所引の鄭本を提示するもの２条），八佾篇で１条，里仁篇で１条という具合で，すべてを合わせても「竹簡論語・校勘

記」中に17条をとるだけである。周知のように鄭注本も残簡で，二十篇すべて残っている訳ではない。また繰り返していえば，「竹簡論語」も残簡であるから，両本に残っていて比校できる箇所となると，一定の制約がある。しかし，そうした制約がある事を考慮しても，「竹簡論語・校勘記」に記述されている異同はあまりにも少ない。この理由についても，先の漢石経の場合と同じく，「校勘記」の作者がその異同記事の来源を阮元の「論語校勘記」，康有為の「論語注」などに記される鄭注本の記述に拠っていることと関係するのであろう。じつは，「竹簡論語・校勘記」に引かれる鄭注本の記述は，元をたどれば多く経典釈文に引かれる「鄭本」である。では経典釈文に「鄭本」はどのように引かれるのであろうか。[注13)] 陸徳明は経典釈文の中で，テキストの異同については，集解本の異本および集解本と「鄭本」との異同を主に記している。そこで，経典釈文中の集解本と「鄭本」との異同の記述がどのようであるかを知るために，今我々が集解本と現存する鄭注本とを比校して，経典釈文中の「鄭本」についての記述と比べ合わせてみると，経典釈文に記述される異同に比べてはるかに多いことに気付く。つまり，経典釈文は，集解本と「鄭本」との異同については全てを取り入れていなかったと推測せざるを得ないのである。経典釈文の「鄭本」の記述を用いる場合，このようなことを知っておかなければならない。

阮元の時，知られている論語鄭注は，ほぼ経典釈文の引く条に限られ，それを阮元は「論語校勘記」に取り入れた。かくて，阮元が「論語校勘記」に取り入れている鄭注本の記事は，今，我々が直接集解本と鄭注本を調べて知り得る異同にくらべてはるかに少ないのである。こうした問題があるにも拘らず，「竹簡論語・校勘記」の作者が，鄭注本についての材料を阮元の「論語校勘記」あるいは康有為の「論語注」などに限定し拠ったのでは，直接鄭注本と比校した場合と比べて，はるかに少ない条の異同しかそこに記述できないことになる。「竹簡論語・校勘記」に鄭注本についての言及がきわめて少ない理由はこのように考えられるのである。

よく知られるように，論語の鄭玄注は，敦煌から発見されてP2510号写本と名付けられたもの，あるいは1969年吐魯番の阿斯塔那363号墓から発見された卜天寿本，さらに多くの断簡があり，それをうけて多くの成果が示されている。[注14)] この「竹簡論語」の「校勘記」の作者がこれら鄭注本についての最近の成果を見ないで，わざわざ阮元「論語校勘記」だけに拠って「竹簡論語・校勘記」を作り，直接鄭注本との比校を行っていないことはなぜか，理解に苦しむことである。

今，王素「唐写本論語鄭氏注及其研究」(文物出版社，1991年)に基づいて「竹簡論語」と対校すれば，残存する鄭注本の範囲にかぎってもその異同は219条に及ぶ。「竹簡論語」と鄭注本との異同がどのようであるか，以下にその例を為政篇22，23章からとって示そう。

22章

子何不爲正也，	鄭本“何不爲正也”作“奚不爲□□”。
孝乎維孝，	鄭本“維”字作“唯”字。
施於有正，	鄭本“正”字作“政”字，下“正”字同。
奚其爲爲正也，	鄭本無“也”字。(校勘記㉗)

23章

不智其可也，	鄭本“智”字作“知”字，無“也”字。
大輿無輗，	鄭本“輿”字作“車”字。

上に記した「竹簡論語」と鄭本との異同の中で，「竹簡論語・校勘記」がとっているのは，下線を引いた㉗の一条のみである。ここから，「竹簡論語・校勘記」中に鄭本との異動をとることがいかに少ないかが分かるのである。

3.4 「竹簡論語・校勘記」に見える「今本」

「竹簡論語・校勘記」中に引かれる論語のテキストには，すでに言及した「漢石経」「鄭注本」のほかに，「阮本」「皇本」「高麗本」および「今本」がある。

例を為政篇の冒頭でみて見よう。

子曰：爲正① 以德，辟② 如北辰，……

校勘記 ① 正，今本作“政”。正、政可通，古多以正爲政。以下同。

② 辟，阮本、皇本均作“譬”。辟借爲譬。

上の例で，「阮本」は，阮元の「論語註疏」，「皇本」は，皇侃の「論語義疏」を指し，ここには見えないが「高麗本」は「正平本論語」を指している。そして，「竹簡論語・校勘記」中の「皇本」「高麗本」のテキストの異同の記述も，いずれも阮元の「論語校勘記」に拠っていて，直接，それぞれのテキストと比校しているわけではないようである。

問題は残る「今本」である。この「今本」の名称は，阮元の「校勘記」にも，康有為の「論語注」にも現れない。阮元の「論語校勘記序」によれば，阮元のよった論語テキストは，「漢石経十巻」「唐石経十巻」「宋石経」「皇侃義疏十巻」「高麗本」「十行本二十巻」「閩本二十巻」「北監本」「毛本」であるといい，事実これら諸本はその「校勘記」の中に現れてくる。「竹簡論語・校勘記」の作

者が，主とした材料を阮元の「校勘記」に拠っていることは，これまで繰り返し述べてきた。そのうち漢石経、皇本、高麗本は「竹簡論語・校勘記」の中でも「今本」と区別されて，そのままの名称で示されているから，「今本」とは，残る「唐石経」「宋石経」「十行本二十巻」「閩本」「北監本」「毛本」などを合わせた総称であろうと推定できる。たしかに「竹簡論語」は，今一般に通行している論語と文字・語句の面で際立った違いがあり，それらに「今本」という名称をつけて括ってしまえば，「校勘記」の記述も分かりやすくなることは認めよう。

しかし，今通行する論語のテキストに，唐開成石経を源として，中国に伝わったものと，日本に伝わる鎌倉時代からの諸写本との二つの流れがあることは，ほぼ認められる事である。[注15)] 「竹簡論語・校勘記」の編者が，今の論語のテキストに，このような二つの流れがあることにたとえ気付かなくても，唐開成石経(以下唐石経)をテキストとして校勘の対象として取り上げ，「竹簡論語」と直接対校していたら，結果として，現在通行する論語の一方の祖本を示したことになり，この「竹簡論語・校勘記」は違ったものとなっていたことであろう。唐石経と註疏本とは同系統のテキストであるため，阮元の「校勘記」の中に唐石経との異同が示されることが少ない。その結果をうけて，「竹簡論語・校勘記」の中でも唐石経について記されることが少なく，そして，唐石経を含むこれら諸本が「今本」として括られて，上に述べたようなテキストの系統が明らかでなくなってしまった。この点もまた，「竹簡論語・校勘記」の編者が，直接唐石経と対校することを怠った結果である。

「竹簡論語・校勘記」には，漢石経、鄭注本、皇本、高麗本そして「今本」との異同が示されるが，[注16)] これらは繰り返し述べているように，いずれも阮元の「校勘記」などに拠るものであることを，利用する際に知っておかなければならないのである。

3.5 「竹簡論語・校勘記補訂」の試み

以上述べてきた「竹簡論語・校勘記」についての問題点を踏まえて，「校勘記補訂」を試みたので，それを次に示そう。取り上げるのは堯曰篇第一章である。「竹簡論語」と対校するテキストは、(1)「漢石経」，(2)「鄭注論語」，(3)「唐石経」，(4)「論語註疏」，(5)「正和本論語集解」，(6)「正平本論語集解」，(7)「皇侃論語義疏」である。「漢石経」「鄭注本」[注17)] に加えて，(3)(4)で中国に伝わるテキストと，(5)(6)(7)で日本に伝わるテキストとの異同を示し得ると考えるからであ

る。「竹簡論語・校勘記」と「補訂」の番号は対応し，下線を付した部分が「補訂」で改めた箇所である。釈文の行数だけを示したのは，筆者が新たに補った項である。

「竹簡論語」釈文

……［四海困窮，天祿永終。」舜亦以命禹。曰：“予小子履敢用］五九八……罪，毋①以萬方；萬方有罪，罪②在朕［躬。」周有泰來③，善人是富。“雖有］五九九……親，不如仁人。百姓有［過，在予一人。」謹權量，審］六〇〇……脩廢官，四方之正行④。興滅國，繼絕世，擧⑤泆⑥民，天六〇一……歸心焉。所重：民、食、喪、祭。寬⑦得衆⑧，敏則有功，功⑨則⑩［說］。六〇二

「竹簡論語・校勘記」

① 毋，今本作“無”，漢石經作“毋”。
② 罪，漢石經、皇本、高麗本無此“罪”字。
③ 泰來，今本作“大賚”，泰與大通，來借爲賚。
④ 阮本“行”字下有“焉”字，皇本“行”字下有“矣”字。
⑤ 擧，今本作“舉”，《說文》舉字如是作。
⑥ 泆，今本作“逸”。音同可通。
⑦ 今本“寬”字下有“則”字。此處脫“則”字。
⑧ 阮本“衆”字下有“信則民任焉”一句，漢石經、皇本、高麗本，均無。
⑨ 功，今本作“公”字。音同古可通。
⑩ 皇本“則”下有“民”字。

「校勘記補訂」

① 毋，唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本作“無”，漢石經作“毋”。
② 有罪罪在，漢石經[注18]、正和本、正平本、皇本不重“罪”字。唐石經、注疏本重“罪”字，與竹簡本合。
③ 泰來，唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本作“大賚”。
4行 脩廢官，正和本、正平本、注疏本“脩”作“修”。
④ 唐石經、注疏本、正和本、正平本行字下有“焉”字，皇本行字下有“矣”字。
⑤ 擧，唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本作“舉”。
⑥ 泆，唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本作“逸”。

⑦ 漢石經、唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本“寬”字下有“則”字。

⑧ 唐石經、注疏本衆字下有“信則民任焉”一句。按此句，漢石經、日本諸鈔本均無，唐石經始添此句。

⑨ 功，唐石經、注疏本、正和本、正平本、皇本作“公”。

⑩ 正和本、正平本、皇本“則”字下有“民”字。

5行　說，皇本“說”作“悅”。

注

1）「定州漢墓竹簡『論語』介紹」には，仮借字の詳細な比較が行なわれているが，これらの検討はいつか機会を改めて考えることとし，本論文では言及しない。

2）40号漢墓とそこから出土した竹簡類について，これまでに発表された論文で，本稿にかかわるものとして，以下のようなものがある。

「文物」(1981年第8期)

河北定县40号汉墓发掘简报……河北省文物研究所

定县40号汉墓出土竹简简介……国家文物局古文献研究室　河北省博物馆　河北省文物研究所　定县汉墓竹简整理组

《儒家者言》释文……国家文物局古文献研究室　河北省博物馆　河北省文物研究所　定县汉墓汉简整理组

《儒家者言》略说……何直刚

从定县汉墓竹简看西汉隶书……王东明　冯景昶　罗　扬

「文物」(1995年第12期)

定州西汉中山怀王墓竹简《文子》释文……河北省文物研究所定州汉简整理小组

定州西汉中山怀王墓竹简《文子》校勘记……河北省文物研究所定州汉简整理小组

定州西汉中山怀王墓竹简《文子》的整理和意义……河北省文物研究所定州汉简整理小组

「文物」(1997年第5期)

定州西汉中山怀王墓竹简《论语》释文选……河北省文物研究所定州汉墓竹简整理小组

定州西汉中山怀王墓竹简《论语》选校注……河北省文物研究所定州汉墓竹简整理小组

定州西汉中山怀王墓竹简《论语》介绍……河北省文物研究所定州汉墓竹简整理小组

「開篇」(vol. 17, 1998年)

「定州漢墓竹簡・論語」と大西氏の予言……古屋昭弘

3）「定州漢墓竹簡論語・前言」ではこの資料を「□安王朝五鳳二年正月起居記」とする，ここは，「定州40号漢墓出土竹簡簡介」（「文物」1981年第８期）による。

4）「文物」（1981年第８期）に「河北定県40号漢墓出土竹簡」として竹簡の一部が写真で紹介され，その摸本も６ページから９ページにわたって紹介されている。また，「定州西漢中山懐王竹簡『論語』釈文選」（「文物」1997年　第５期）に，竹簡論語の原寸大の摸本の一部が，それから，「定州漢墓竹簡『論語』」表紙に，別の竹簡摸本が見える。

5）「定州漢墓竹簡『論語』介紹」によれば，「郷党」篇の「食不厭精」より「郷人飲酒」までが一章，「雷風烈必變」より「升車」までが一章となっている。「陽貨」篇「子貢曰，君子有惡乎」が上章の「子路曰」と合わせて一章となっているという。

6）「定州漢墓竹簡『論語』前言」によると，

整理工作至一九七六年七月唐山大地震而停止。這次地震，竹簡雖經精心照管，但由于轉移後封存的盛簡木箱被不知情者搬倒，使竹簡又一次散亂，并有一定損毀。

とあるので，人為的な破壊のほうがひどかったことがわかる。

7）「儒家者言」釈文（「文物」1981年第８期）前書きに，

1976年地震前经释文抄录而后原简损失的加［　］号。

と記されるので，論語釈文についても1976年の唐山大地震まえに完成していて，それによって補なわれた可能性がある。

8）（2-4）は，為政篇第４章を示す，以下これに同じ。ここでの章分けは，「論語正義」（十三経清人注疏　中華書局　1990年）による。

9）校語残石（漢石経集存513）の「言黒」より推定。

10）「隷釈」に見える校語（漢石経集存500）の「賈諸」より推定。

11）漢石経に見えるのは「聖人□□□□□仕而」である，字の配置によって推定。

12）「定州漢墓竹簡『論語』為政篇校勘記」⑥には，

卌，阮本、皇本作“四十”，漢石經作“卌”。

とあるが，これは，康有為「論語注」による誤りで，漢石経はこの部分を欠く。この条は削除すべきである。

13）経典釈文中の「鄭本」についてのあつかいは，拙稿「経典釈文・論語音義」考㈠（東京外大論集第45号・1992年）を参照。

14）月洞譲「輯佚論語鄭氏注」（昭和38年４月　私家版）

金谷治「唐抄本鄭氏注論語集成」（昭和53年５月　平凡社）

陳金木「唐写本論語鄭氏注研究―以考拠、復原、詮釈為中心的考察」上中下（中華民国85年８月　文津出版社）

王素「唐写本論語鄭氏注及其研究」（1991年11月　文物出版社）

15）拙稿「経典釈文・論語音義」考(五)（東京外大論集第48号・1994年）で，経典釈文に引かれる集解本より，それが「唐石経・正義」のグループと日本に伝わる古抄本の系統に分かれることを論証した。

16）「竹簡論語・校勘記」には，阮元の「論語注疏」である「阮本」も現れるが，これ

は直接対校したのであろう。

17）堯曰篇には，鄭注本論語はいまだ見出だされてはいない。そのため，(2)鄭注論語としているが，この「補訂」には鄭注本の記述は出てこない。

18）漢石経はこの句を「有□在」とし一字分の空格を置くので，これを罪字一字とみた。

（大妻女子大学）